

(第1部)第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

第2期計画に基づく取組の結果、令和4年度以降、年間を通した待機児童ゼロを達成しているところだが、少子化トレンドの反転に向け、子育てしやすいまちづくりを進めていくことは、これまで以上に重要になっていることから、待機児童ゼロの継続は元より、令和8年度から新たに実施されることとなった「子ども誰でも通園制度」の実施などを含め、多様なニーズに対応できる体制を計画的に確保していくため、第3期計画を策定する。

2 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

3 計画の期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

4 計画の策定体制

ニーズ調査の実施、子ども・子育て会議における意見聴取、パブリックコメントの実施

(第1部)第2章 これまでの施策の実施状況及び社会状況の変化等を踏まえた課題と対応方針

1 第2期計画（令和2年度～令和6年度）における各事業の実施状況と評価

① 1号認定子ども（3歳～5歳の教育希望）

- ・少子化や保育ニーズの高まりにより、実際の利用が見込みを下回り、減少傾向
- ・既存施設により、ニーズに対応

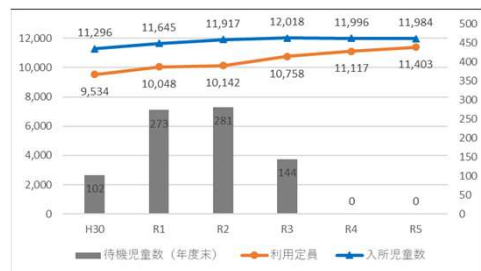
② 2・3号認定子ども（0歳～5歳の保育希望）

- ・少子化の中、女性就業率の上昇などから、ニーズは見込みと概ね同程度となる12,000人前後で推移
- ・幼稚園の認定子ども園への移行など計画的な施設整備とともに「利用定員の弾力化」を活用し、令和4年度以降、年間を通した待機児童ゼロを達成

③ 地域子ども・子育て支援事業

- ・実際の利用見込みが上回った事業もあったが、既存施設を活用しながら、受入枠を確保したことにより、適切にニーズに対応

令和4年度以降、年間を通した待機児童ゼロを達成し、その他の事業についても利用したい人が利用したい時に利用できる体制を確保した。



【図1】保育の供給体制（利用定員）の整備状況と、入所児童数・待機児童数（年度末）の推移

2 社会状況の変化等を踏まえた課題と対応方針

国の動向から得られる課題

【保育士配置基準見直しへの対応】

令和6年4月付で保育士の配置基準が3歳児は20:1→15:1、4・5歳児は30:1→25:1に改善されており（令和7年3月末時点では終了時期未定の経過措置期間中）、1歳児の配置基準についても改善されることが示されていることから、新たな基準に合った保育士数を継続的に確保していく必要がある。

【子ども誰でも通園制度※への対応】

令和8年度から本格実施となり、2年間は経過措置期間となる中、子育てしやすいまちとして、実施初年度から、利用したい人が利用できよう、実施体制を確保していく必要がある。

※ 0歳6か月～満3歳未満の未就園児（保育所等を利用していない児童）を養育する家庭が、就労状況に関わらず、月一定時間まで保育所等を利用できる新たな通園給付で、子育て世帯の負担軽減・不安解消等を目的として実施されるもの

【保育士確保の推進】

計画期間中に必要となる保育士数を適切に把握し、「保育士・保育所支援センター」を活用した人材確保に加え、本市独自の賃金上乘せ、宿舍の借り上げに係る費用の補助など、処遇改善を合わせて実施し、保育士確保に計画的に取り組む。

【試行的事業等を活用した計画的な供給体制の確保】

国の「試行的事業」を実施し、担い手となる民間園を計画的に確保していくとともに、必要に応じ、公立保育所による補完についても検討し、実施初年度から、利用したい人が利用できる体制を確保する。

本市の現状やニーズ調査結果から得られる課題

【ニーズ傾向の変化への対応】

出生数、児童人口数が減少する中、女性就業率の高まりなどにより、保育所の利用意向率は上昇傾向にあり、「地域子ども・子育て支援事業」についても利用意向割合や意向日数が増加している事業があることから、様々な要因を分析しながら、適切に利用者の意向を捉え、供給体制を確保していく必要がある。

【保育施設利用における地域差や局所的なニーズへの対応】

児童人口数については地域ごとのばらつきが大きいことや、保育施設の選択に際しては、中心部や利便性の高い地区の施設が選択される傾向があることから、利用者の移動動態を捉えるとともに、局所的な保育ニーズに適切に対応していく必要がある。

【多様なニーズへの対応と保育の質の確保】

本市の発達支援児の保育所入所数は年々増加傾向があるなど、保育を利用する家庭や児童は多様化している傾向があり、保育の質の確保・向上を求めるニーズも高いことから、年間を通した待機児童ゼロを継続することは元より、多様なニーズを持つ子育て世帯に対して、質の高い保育を提供していく必要がある。

【利用意向の見極めと供給体制の確保】

女性就業率や保育所の利用意向率の推移、ニーズ調査の結果（就労やフルタイムへの転向に係る意向率、各事業の利用意向・日数）等の複数の要素を分析しながら、的確に利用ニーズのトレンドを捉え、引き続き、年間を通した待機児童ゼロを継続していくとともに、利用したいサービスを利用したい時に利用できる供給体制を維持していく。

【移動動態を捉えた区域設定や送迎保育等の実施】

施設利用に際しての区域間移動の相関関係等を考慮しながら、教育・保育提供区域を検証し、需給管理していくとともに、人口数の推移や社会的要因を踏まえ、局所的なニーズが想定される駅周辺においては、送迎保育等を実施しながら、ニーズに対応していく。

【誰もが安心して質の高い保育を受けられる体制の構築】

公立園・民間園が一体となり、家庭の状況や児童の発達の状況に関わらず、誰もが安心して保育を利用できる体制を確保していくとともに、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、担い手となる保育士が、キャリアの形成に向け、高い意欲を持って就労できる環境を整え、安定的に質の高い保育を提供できる体制を確保する。

(第2部)第1章 計画の目標

全ての子育て家庭が、利用したい時に利用したい子育てサービスを利用でき、安心して子どもを生み、育てられる環境を確保していく必要があることから、本計画の目標を次のとおり定めることとする。

【教育・保育施設（幼稚園・保育所等）への入所】

年間を通した待機児童ゼロの維持（継続）

【地域子ども・子育て支援事業等】

必要な家庭が利用したい時に利用できる体制の維持（継続）

(第2部)第2章 幼稚園や保育所等の入所を希望する世帯の量の見込み及び供給体制の確保方策

【教育・保育提供区域】

- ・幼稚園・保育所等への入所や、それと密接に係る事業については、地理的条件、通園手段、現行の施設利用状況や施設の分布状況などを勘案して定める「教育・保育提供区域」に基づき需給管理を行うこととなっている。
- ・第2期計画においては5つの区域設定としてきた中、利用者の通園手段や施設利用状況（移動動態）に大きな変化がないことから、第3期計画においても、引き続き、同様の区域設定に基づき需給管理を行っていく。

教育・保育提供区域	行政区	0～5歳人口 (R6.3.31)
中央部	本庁	4,845人
北東部	豊郷、河内、上河内	3,385人
北西部	富屋、篠井、宝木、国本、城山	3,277人
東部	平石、清原、瑞穂野	3,314人
南部	陽南、横川、姿川、雀宮	6,773人



【図2】教育・保育提供区域

【1号認定（3～5歳の教育を必要とする子ども）】

＜需給の見通し・取組の方向性＞

児童人口の減少に伴い、利用ニーズも減少傾向が続く、供給体制（利用定員）がニーズを大きく上回る見通しであることから、事業者からの相談に応じ、利用定員の見直しを図ることなどにより、事業規模の適正化を図る。

【2・3号認定（0～5歳の保育を必要とする子ども）】

＜需給の見通し・取組の方向性＞

利用意向率の上昇から、令和7年度は令和5年度と同程度の12,000人余となり、利用定員の弾力化を要するが、計画期間後半はニーズが減少傾向となり、利用ニーズが正規の利用定員枠に収まる見通しである。令和8年度からの「子ども誰でも通園制度」の本格実施等を見据え、第3期計画期間中は、現行体制の維持を基本としていく。

【公立保育所について】

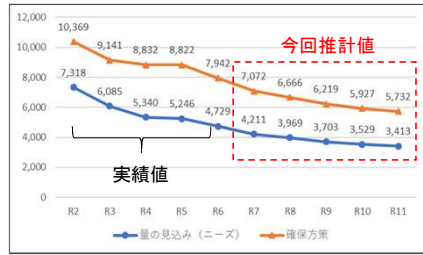
保育ニーズ（子ども誰でも通園制度含む）への調整機能、子どもの発達状況等に関わらず誰もが安心して利用できる園としての機能など、民間園を補充する園として、計画期間中、現行の体制（役割や）施設数を維持していく。

基幹園4園（公的機能を存続させる園）

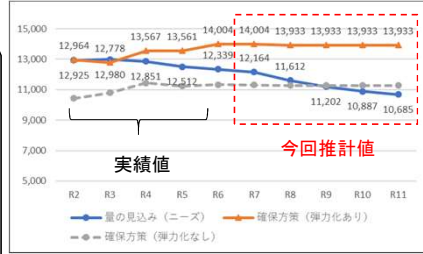
当面存続園4園（将来的に廃止又は民営化する園）

【保育における局所的なニーズへの対応】

JR宇都宮駅の周辺においては、大型マンションの建築状況などから、今後、駅西地区、駅東地区ともに世帯数の増加が見込まれ、そのうち「自動車を利用しない世帯の保育ニーズ」も一定、見込まれるが、第3期計画期間中においては、既存施設における「利用定員の弾力化」と「送迎保育事業」を活用することにより、対応できる見通しとなっている。



【図3】1号認定に係る需給の見通し



【図4】2・3号認定に係る需給の見通し



（第2部）第3章 各種子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び供給体制の確保方策

【第3期計画から新たに追加となる事業】

● 子育て世帯訪問支援事業

単位(人/日)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000
確保方策	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500

● 親子関係形成支援事業

単位(人)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

● 妊婦等包括相談支援事業

単位(人/回)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	3,215人	3,169人	3,135人	3,120人	3,114人
確保方策	9,645回	9,507回	9,405回	9,360回	9,342回

＜取組の方向性＞

- 第3期計画から新たに追加となった事業については、実施体制の確保に取り組み、利用したい人が利用したい時に利用できる体制を整える。
- 特に乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）については実施規模が大きいことから、国の「試行的事業」を活用するなどしながら、計画的に実施体制を確保していく。

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
未就園児の定期的な預かりモデル事業の実施	子ども誰でも通園制度の試行的事業の実施	乳児等通園支援事業の実施	子ども誰でも通園制度の本格実施

● 児童育成支援拠点事業

単位(人)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	30	30	30	30	30
確保方策	36	36	36	36	36

● 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）

単位(人/日)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	166	166	164	164	164
確保方策	201	201	201	200	200

● 産後ケア事業

単位(人/日)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	2,423	2,755	3,112	3,506	3,933
確保方策	2,423	2,755	3,112	3,506	3,933

【第2期計画から継続実施となる事業】

● 利用者支援事業

単位(人/月)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	12	12	12	12	12
確保方策	12	12	12	12	12

● 地域子育て支援拠点事業

単位(人/月)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	10,369	10,031	10,001	9,902	9,848
確保方策	18,191	18,191	18,191	18,191	18,191

● 養育支援訪問事業

単位(人)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	244	244	244	244	244
確保方策	相談支援員1名				

● 子育て短期支援事業

単位(人/日)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	628	628	628	628	628
確保方策	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920

● ファミリーサポートセンター事業

単位(人)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	9,893	9,628	9,367	8,920	8,531
確保方策	10,031	10,031	10,031	9,858	9,685

● 乳児家庭全戸訪問事業

単位(人)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	3,147	3,102	3,069	3,054	3,049
確保方策	専門職26名				

● 妊婦健康診査

単位(人/回)	R7	R8	R9	R10	R11
必要量	3,215人	3,169人	3,135人	3,120人	3,114人
確保方策	39,204回	38,643回	38,228回	38,045回	37,972回

＜取組の方向性＞

利用意向率の上昇や新型コロナの5類移行に伴う利用者数の回復により、令和5年度実績に比べてニーズが増加するものがあるが、いずれの事業についても、現行体制を維持することによりニーズに対応できる見通しであり、一部の事業については計画期間中、「量の見込み」に対し供給数（最大利用可能数）の余裕が大きくなるが、実際のニーズに応じた規模での実施が可能であることや、施設配置等から、現行体制（施設数や実施場所）の維持を基本としていく。

（第2部）第4章 関連施策の展開

1 保育士確保の推進

「子ども誰でも通園制度」への対応も含め、担い手となる保育士を安定的に確保していくため、「新規確保」や「定着支援」の各視点から、保育士確保策を推進する。

2 保育の質の確保に向けた取組の推進

「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、各種研修や公開保育等を実施し、保育士のスキルアップを支援することで、保育の質の確保や向上を図る。

3 保育所等における児童の安全確保の推進

誰もが安心・安全に保育を受けられる体制を確保していくため、キッズゾーンの整備や老朽化した施設の改修、食物アレルギー対応マニュアルに基づく食事提供等を推進する。

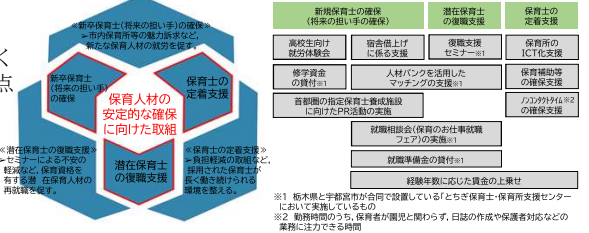
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の推進

5 幼保小の連携／6 ワーク・ライフ・バランスの確保に関する施策との連携

（第2部）第5章 計画の総合的な推進体制

- 計画の周知と啓発／2 庁内推進体制／3 庁外推進体制／4 計画の点検・評価等の公表及び施策への反映（PDCAサイクル）／5 SDGsとの整合／6 ウェルビーイング向上への貢献

【図5】保育士確保に向けた主な取組



【図6】保育の質の確保に向けた主な取組

施策の方向性	主な取組の内容
個々の保育士のスキルアップ、キャリア形成に向けた支援	専門分野別研修、階層別研修、キャリアアップ研修等の各種研修会の実施、公立保育所における公開保育の実施
各施設における保育の質の確保、向上に向けた支援	第三者評価の受審促進（公立園における受審と、民間園への受審の促進）、保育園等訪問支援事業の実施
子どもの発達状況等に関わらず、質の高い保育サービスが受けられる体制の構築	発達支援保育・医療的ケア児保育の実施、なかよしクラブ事業の実施、専門分野別研修（再掲）、民間園が企画・実施する研修への補助